

## 国立劇場キャンパスメンバーズ会員規約

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「当振興会」といいます。）は、当振興会が運営する国立劇場キャンパスメンバーズ（以下、「キャンパスメンバーズ」といいます。）について、以下のとおり会員規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

### 第1条（定義）

- 1 本規約は、キャンパスメンバーズを利用する学校（以下、「会員校」といいます。）並びにそこに所属する学生及び教職員（以下、「会員」といいます。）並びに当振興会に適用されます。
- 2 会員校及び会員は、キャンパスメンバーズの利用に関し、本規約を遵守するものとします。

### 第2条（本規約の変更）

当振興会は、会員校及び会員に対して事前の通知をすることなく本規約の全部又は一部を変更することがあります。変更後は、変更後の規約のみ有効とします。

### 第3条（入退会）

- 1 キャンパスメンバーズの入会を希望する学校は、当振興会に対して所定の申込手続きを行うものとします。
- 2 年会費は別表のとおりとします。
- 3 入会日は当振興会が年会費の入金を確認できた日の翌月1日とし、同日から会員校及び会員はキャンパスメンバーズの利用をできるものとします。
- 4 入会期間は入会日から次の3月末日までとします。
- 5 会員校は退会を希望する場合、すみやかに当振興会へ届け出るものとします。
- 6 年会費はいかなる場合でも返金できません。
- 7 当振興会及び会員校双方に異存のない場合は、有効期間を翌4月1日から1年間延長するものとします。

### 第4条（チケットの販売）

- 1 キャンパスメンバーズの利用対象となる公演（以下、「対象公演」といいます。）は以下のとおりとします。
  - （1）国立劇場主催の歌舞伎公演
  - （2）国立劇場主催の文楽公演（ただし、文楽鑑賞教室公演を除きます。）
  - （3）その他、当振興会が指定する公演
- 2 会員に対する割引価格（以下、「キャンパスメンバーズ料金」といいます。）及びチケットの販売期間は、対象公演ごとに当振興会から会員校へ事前に通知します。
- 3 キャンパスメンバーズ料金でのチケットの販売は、国立劇場チケットセンターでの電話予約並びに国立劇場チケット売場（東京都千代田区隼町4-1）及び当振興会の指定するチケット売場（以下、「指定のチケット売場」といいます。）での窓口販売によって行います。

4 キャンパスメンバーズ料金は、指定のチケット売場で会員校の発行する学生証又は教職員証等身分証明書（以下、「身分証」といいます。）の提示によって本人及び所属の確認ができた場合のみ適用します。会員本人以外による身分証の提示又は身分証のコピーの提示では適用できません。

#### 第5条（チケットの販売終了）

販売期間中であっても売り切れた公演日時については販売を終了します。ただし、当振興会から席又は公演日時が追加された場合は販売を再開することがあります。

#### 第6条（購入後の変更、キャンセル）

購入後の変更、キャンセル及び払戻し等は一切できません。

#### 第7条（再発行）

チケットはいかなる場合（紛失、焼失、破損等）でも再発行はできません。

#### 第8条（転売の禁止）

- 1 キャンパスメンバーズの利用により購入したチケットについて、営利目的の転売、インターネットオークション等への出品は禁止します。
- 2 前項に違反した場合、当振興会が自らの判断で購入済みのチケットを無効とすること又は入場を認めないことがあります。
- 3 第1項に違反した場合、当該会員校及び会員に対して、キャンパスメンバーズの利用を停止又は退会させることがあります。

#### 第9条（対象公演の中止、払戻し）

- 1 不可抗力、その他当振興会の責めに帰すべき事由によらない対象公演の中止の場合、別のチケットとの交換又は払戻しはできません。
- 2 対象公演の中止又は内容変更に対して払戻しを行う場合、当振興会の定める期間に限り払戻しを行うものとし、期間を経過した場合には払戻しに応じられません。また、払戻しを行う金額はチケット代金のみとし、交通費及び宿泊費等のチケット代金以外については払戻しに応じられません。
- 3 その他、対象公演の中止又は内容変更に関連して発生した会員校及び会員又は第三者の損害について、当振興会は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（キャンパスメンバーズ限定イベントの実施）

会員校を対象としたイベントを実施する際には、当振興会から会員校へ事前に通知します。

#### 第11条（刊行物の提供）

当振興会が作成する刊行物について、随時、会員校に対して無料で提供します。

#### 第12条（対象公演内容の周知協力）

会員校は、可能な限り、対象公演の内容についての会員に対する周知に協力するものとします。当振興会は対象公演の内容周知に必要なポスター等について、会員校へ事前に提供します。

#### 第13条（管轄裁判所）

- 1 キャンパスメンバーズに関連して、会員校と当振興会との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

2 協議をしても紛争を解決できない場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（附則）

本規約は令和元年11月1日より発効するものとします。

（別表）

| 学生数                   | 新規年会費<br>（年額） | 新規年会費<br>（月割額） | 継続年会費<br>（加入期間<br>2年以上） | 継続年会費<br>（加入期間<br>4年以上） | 継続年会費<br>（加入期間<br>9年以上） |
|-----------------------|---------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 500人未満                | 82,500円       | 7,700円         | 74,250円                 | 70,125円                 | 66,000円                 |
| 500人以上<br>2,000人未満    | 110,000円      | 9,900円         | 99,000円                 | 93,500円                 | 88,000円                 |
| 2,000人以上<br>3,000人未満  | 220,000円      | 18,700円        | 198,000円                | 187,000円                | 176,000円                |
| 3,000人以上<br>4,000人未満  | 330,000円      | 27,500円        | 297,000円                | 280,500円                | 264,000円                |
| 4,000人以上<br>5,000人未満  | 440,000円      | 37,400円        | 396,000円                | 374,000円                | 352,000円                |
| 5,000人以上<br>10,000人未満 | 550,000円      | 46,200円        | 495,000円                | 467,500円                | 440,000円                |
| 10,000人以上             | 880,000円      | 73,700円        | 792,000円                | 748,000円                | 704,000円                |

※金額は税込です。

※学生数は直近の文部科学省「学校基本調査」によります。

※4月1日からの入会の場合は、新規年会費（年額）の額を年会費の金額とします。

※年度途中で入会の場合は、（翌3月までの月数）×（新規年会費（月割額））の額を年会費の金額とします。

※入会日から継続加入日（翌4月1日）までの期間が24ヶ月以上の場合は、該当する加入期間に応じて継続年会費が適用されます。